

コンタクトレンズに係る保険診療の 不適切な診療報酬請求について

第１ 経緯

コンタクトレンズに係る保険診療の適正化を目的として、平成１８年４月の診療報酬改定においてコンタクトレンズ検査料を新設し、検査点数を包括化した。

その一方で、一部の保険医療機関（特にコンタクトレンズ販売店に併設された診療所等）において、コンタクトレンズ検査料１の施設基準の不適切な届けが行われていることや、不適切な保険請求の疑いがあるとの情報提供が寄せられていた。また、前回改定時に中央社会保険医療協議会より、コンタクトレンズ検査料に係る個別指導を強化するよう指示があったことを踏まえ、全国でコンタクトレンズ処方診療に係る個別指導を実施した。

第２ 個別指導で判明した不適切事例

１ 医師法等に係る不適切事例

- (1) 医療関係職種以外の者（無医療資格者）が、医師の指示なく眼科学的検査を行っていた（医師法第 17 条等違反）。
- (2) 診療録に医師の署名押印等がなく、実際に医師による診察が行われていたかが不明であった（医師法第 17 条違反疑い）。

２ 医療法に係る不適切事例

開設者や管理者として届け出られている医師が常勤していないことに加え、代診の状況等、医療機関の診療運営について一切把握しておらず、開設者、管理者について虚偽の届出が行われていた（医師の名義貸し、医療法第 12 条違反）。

3 健康保険法等に係る不適切事例

- (1) 矯正機能を有しないカラーコンタクトレンズの購入目的で受診した診療に係る費用を、保険請求していた（健康保険法第 63 条違反）。
- (2) コンタクトレンズの処方に係る保険診療を行っているにも関わらず、処方せんの交付に係る費用を、一部負担金とは別に自費で徴収していた（健康保険法第 74 条、療養担当規則第 2 条の 6 違反）。

（以下、「診療報酬の算定方法」に則らない請求は、療養担当規則第 2 条の 3、同 4 違反）

4 初・再診の取扱に係る不適切事例

- (1) 新たな眼科疾患が発生したものの、コンタクトレンズの装用の中止を指示せずに、初診料を算定していた。
- (2) 屈折異常に対する継続的な診療中であるにも関わらず、来院の都度、初診として取り扱い、初診料を算定していた。
- (3) 保険医療機関を廃止し、同一場所にて新規に保険医療機関の指定を受けることを短期間に繰り返すことで、患者側の認識としては再診として受診しているものが、医療機関側は、診療の継続がない「異なる医療機関」への受診は初診であるとして、初診料を算定していた。

5 コンタクトレンズ検査料とその他の眼科学的検査料（いわゆる出来高の検査料）の取扱に係る不適切事例

- (1) 虚偽の病名を付して出来高の検査料を算定していた。
診療報酬請求向けの診療録にはコンタクトレンズを処方した旨を記載せず、コンタクトレンズ診療以外の眼疾患の診療を行ったかのように装い、別途コンタクトレンズ処方用の診療録も作成しているものもあった（二重カルテ）。
- (2) コンタクトレンズを処方しているにも関わらず、診療録には新たな眼疾患の発生によりコンタクトレンズの装用の中止を指示した旨の虚偽の記載をし、出来高の検査料を算定していた。

6 コンタクトレンズ検査料1の施設基準に係る不適切事例

コンタクトレンズ検査料ではなく、出来高の検査料を算定することにより、コンタクトレンズ検査料の算定回数の割合を引き下げ、コンタクトレンズの処方割合が70%未満という基準（コンタクトレンズ検査料1の施設基準）を満たしているかのごとく装っていた。

コンタクトレンズ検査料1と合計点数が同じになるよう、複数の出来高の検査料の組み合わせに振り替えて保険請求し、コンタクトレンズ検査料に基づく処方の割合を意図的に引き下げているものもあった。

7 コンタクトレンズの装用歴の取扱いに係る不適切事例

診察や問診票等によって、コンタクトレンズの装用歴を確認することなしに、初回装用として算定していた。

診察によって確認された装用歴の有無に関わらず、診療報酬明細書に、「コンタクトレンズ装用なし 同処方なし」等と一律に記載される仕組みとし、初回装用として算定しているものもあった。

第3 今後の方針

- (1) 今後、コンタクトレンズ検査料に係る不正請求を行っている医療機関に対しては、行政処分も視野に入れ、指導から監査に切り替える予定。
- (2) 健康保険法以外の違反については、捜査権限等を有する関係機関に積極的に情報提供を行っていく。

(参考)

指導： 保険診療の取扱い、診療報酬の請求等に関する事項について周知徹底させることを主眼として実施するもの。

監査： 保険医療機関等の診療内容又は診療報酬の請求について、不正又は著しい不当が疑われる場合等において、的確に事実関係を把握し、公正かつ適切な措置を採ることを主眼として実施するもの。